

様式第4号(第6条関係)

平成25年度 委嘱式
奈良市入札監視委員会 審議概要

開催日	平成25年3月28日(木) 午後2時	
開催場所	奈良市役所 第18会議室	
出席委員	委員 長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 中川 雅晴	
審議対象期間	今回は初回であり、監視委員会の方針説明と次回審議の調整を行った	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議内容は次のとおりである。
一般競争入札	/	1 副市長挨拶
指名競争入札	/	2 入札監視委員の委嘱
随意契約	/	3 委員長の選出
合計	/	4 奈良市の入札制度の現状について
		5 前委員会の報告書について
		6 次回抽出案件の選定について
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	/	

別紙

1. 奈良市の入札制度の現状及び前委員会の報告書について

委員長： 建設工事について、130万円未満を随意契約としている根拠は何ですか。

事務局： 地方自治法施行令167の1項1号で定められていまして、これを受け、奈良市の契約規則で規定しております。

委員長： 9業種で制限付一般競争入札を実施されていますが、他は業者数が多くないから実施していないのですか。

事務局： はい。

委員長： 9業種全てで等級別に分けていないのは何故ですか。

事務局： 登録業者数総数で、土木で439社、建築で165社、舗装では223社あり、各ランクの業者数でも、少ない所で21社です。造園では113社、これは4つのブロックとなります。トップランクで19社。多い所で38社ありますが、塗装は全体で19社しかありません。防水では13社。これをランク分けしても競争性が発揮できないという思いで一まとめにしております。

委員長： 平成20年の公契連モデルを利用されていますが、国が現場管理費を引き上げているのに奈良市が引き上げていない、業者からのクレームはありませんか。

事務局： 全体の価格が低いといったことはあります。3%といった奈良市独自の制度もあり、他の自治体より低くなるといったクレームはあります。奈良県ではオープンにしており、最低制限価格に全員が並び、全員で抽選するのが実情です。

委員長： 最低制限価格を事前公表している理由は何ですか。

事務局： かなり以前に職員が事前に予定価格を漏らしたということもありまして、奈良市では予定価格と最低制限基準価格をオープンにしています。どこかで数字が漏れないとも限りませんので、全ての業者に知ってもらい、そこで価格競争をしてもらいます。

中川委員： 格付を行うタイミングはいつですか。

事務局： 格付は例年2年に1回更新していますが、12月から2月頃受付を行います。添付書類の経営事項審査に出てきた数字と奈良市の工事の成績表を加味しています。ただし統一された基準が無く、格付基準は各自治体で独自に設けております。

委員長： このランクにいたいというのはありますか。ランクは上だけども下にいる方が仕事は取りやすいので下にいたいという感覚はありますか。

事務局： 上に上がると発注件数が減り、入札参加の機会も減る。下にいる方が金額は少ないが件数が多く、契約に結びつく機会が増えるイメージがありますので、上がるのを嫌がる業者もあるかも知れません。

委員長： そういう場合、工事成績が落ちるようなことをするのですか。

事務局： 経営事項審査は、前年の出来高で評価されますので、自分の意思では難しいと思います。県では希望で下げることが認められている時期があったと聞いたことがありますが、結果そこに集中し空白のランクが生じるといったことがありました。

小島委員： 3%抽選制度は何年から始めましたか。

事務局： 平成19年4月です。

小島委員： 3%抽選制度は他の自治体でもありますか。

事務局： 生駒市では当日の天気や気象条件の数値を基準としていますが、他の自治体ではあまりないようです。

委員長： 入札制度の趣旨は、きちり積算してもらって真の価格を探っていくものです。一番低い価格を入れたらそこが仕事をする。そういった制度を作るのはむずかしいのですか。

事務局： 国には最低制限価格ではなく、低入札価格調査制度があります。奈良市でも低入札価格制度を実施していますが、積算根拠のチェックは膨大な事務量になり、開札から決定まで時間が掛かります。だから年間5件程度をチェックしています。

委員長： 前回の委員会で事前公表を止めるべきという議論はありませんでしたか。

事務局： ありました。他の自治体では、事前公表を止めろと業界から来ているらしいです。奈良市では業界からそういった話はありません。公平性を高める意味で事前公表がプッシュされましたが、今は逆に底値で張り付くといった動きがあります。

中川委員： 不正入札事件の調査について、次の委員に委ねるとありますが、どういう扱いになりますか。

事務局： 変更契約の手続きのやり方について従前の方法でなく、新たな方法を検討しております。

小島委員： 市の方で原因とか経緯とかを検証していただいたものを入札監視委員会に挙げていただいて、それに対して意見を述べるぐらいが限界かと思います。

事務局： 設計変更の中でできてしまう余地があります。ですからガイドラインを作成しようとしています。その内容についてもこの委員会で審議いただこうかと思います。